

令和2年7月 日

(名称) 富山県上市町

## 生活交通確保維持改善計画の名称

上市町地域内フィーダー系統確保維持計画

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

上市町では、隣接市町村へ通じる唯一の幹線交通である富山地方鉄道本線を軸に、町内全域の幹線を町営のスクールバス兼用のコミュニティバス、予約のりあいバスが網羅しているほか、タクシー会社2社により構成される公共交通機関網が広がっている。なお、民営バスは営業していない。これらの公共交通については、かみいち総合病院・スーパー等の商店が町民の日常生活機能を担う中で、車を運転できない生徒・児童、高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当町の公共交通機関の利用者は減少を続け、今後町民の約4割が65歳以上の高齢者となることが見込まれ、高齢者ドライバーによる事故の可能性が高くなるほか、町営バスの非効率な運行、公共交通空白地域の存在や、広域基幹鉄道である富山地方鉄道との乗り継ぎ利便性の向上などの町独自の課題も多い状況であった。

こうしたことから、町では、令和元年10月1日から1年間、これらの課題解決のため町営バス実証運行を行い、定時定路線では便数の増加や富山地方鉄道との乗り継ぎ利便性の向上を図るほか、路線が長大で非効率であった白萩線、及び公共交通空白地域であった柿沢地区の一部において予約のりあい方式での市町村営有償による運行を実証している。

また、本年3月には上市町地域公共交通網形成計画を策定し「地域をつなぎ、人とまちを元気にする地域公共交通の確保・維持」を基本方針に定め、スクールバスの機能維持と高齢者等交通弱者の日常生活における移動手段の確保のため公共交通事業を実施していくこととしている。

令和2年10月より同路線を本格運行に移行することにあわせて、地域公共交通確保維持事業により、白萩線及び陽南線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

- ・白萩線 計画運行便数に対する実績稼働率を60%以上とする。  
(実証運行期間(R1/10~R2/3) 稼働率 50%)
- ・陽南線 計画運行便数に対する実績稼働率を30%以上とする。  
(実証運行期間(R1/10~R2/3) 稼働率 27%)

## (2) 事業の効果

白萩線及び陽南線を維持することにより、白萩地域及び柿沢地区の一部(陽南線沿線)の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ダイヤ見直しによる富山地方鉄道と町営バス間の接続性向上（上市町）
  - ・自由乗降の実施（上市町）
  - ・0D 調査や乗り込み状況調査、住民との意見交換会を実施し、バス利用者の意見を丁寧に聞き取り、公共交通があることの重要性やその価値を示し、地域公共交通の理解の促進に努める。（上市町）
  - ・利用者目線で分かりやすい時刻表の作成を行うほか、利用者がよく利用する停留所間だけの乗り換え料金や時刻表が記入できるものを作成・配布し、両者自らがバス運行時刻の理解促進につなげる仕組みを作る。（上市町）
  - ・定期券、回数券などのバスチケットを商業施設等でも取り扱ってもらえるように働きかけを行う。（上市町、民間事業者）
  - ・町が行うイベントや、近隣市町村との連携、富山県との連携によりイベント時の公共交通機関利用料金の減免など公共交通の利用機会創出を行う。（上市町、富山県、事業者、住民等）
- （上市町地域公共交通網形成計画（R2～R6） P63-71 参照）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

#### （1）白萩線（別添 パンフレット参照）

##### 運行概要

富山地方鉄道上市駅と白萩地域を結び、予約のりあい方式（事前予約制）により、月曜から土曜日（祝日除く）に運行する。運行可能回数は日当たり4回としている。なお、上市町地域公共交通活性化協議会において協議が調ったイベント等の連携事業（臨時運行及び料金減免）も実施する。

#### （2）陽南線（別添パンフレット参照）

##### 運行概要

富山地方鉄道上市駅と陽南地域の一部を結び、予約のりあい方式（事前予約制）により、月・水・金（祝日除く）の隔日運行で運行する。運行可能回数は日当たり4回としている。なお、上市町地域公共交通活性化協議会において協議が調ったイベント等の連携事業（臨時運行及び料金減免）も実施する。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

当該事業は市町村営自家用有償運送を行っている路線であり、富山県上市町が費用負担。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

富山県上市町

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

**【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

※該当なし

### 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧  
**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  
**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性  
**【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**

該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  
**【地域内フィーダー系統のみ】**

**【白萩地域】**

富山県中新川郡白萩地区は、町中心部から東南に広がっている地域であり、地区の西部は町中心部に隣接しているものの、地区内は山あいの集落が点在しており、町中心部から町営バス路線で最も遠い集落（西種・東種（白萩南部地区））は上市町役場から8km程度離れ、その間にはスーパーなどの日用品等を購入できる商業施設はなく、地区全域が山村振興法（昭和40年法律第64号）に基づき指定された振興山村区域とされている。

また、白萩地区全体の人口は1,100人弱（令和2年4月1日時点 住民基本台帳）であるが、その65歳以上の高齢化率は町全体が36.2%（令和2年4月1日時点 住民基本台帳）に対して41.2%であり、西種・東種集落においては64.2%となっている。

当該路線は、昨年9月まで定時定路線で運行していたが、路線距離が26.9kmと非常に長く、1便ごとの運行時間は1時間を超えており、また、利用人数も便あたり3人程度と非効率であったことから、予約乗合方式による町営バスの実証運行（1年間）を行っている。

**【陽南地域】**

富山県中新川郡上市町柿沢地区の一部（大字 館）は、半径1キロメートル以内にバス（町営バス）の停留所、鉄軌道駅等が存しない集落であり、地域間ネットワークと接続する最寄りの富山地方鉄道の上市駅へは3.4km離れており、徒歩や自転車、マイカーでの送迎に依存する他はない状況にあります。また、当該地区における65歳以上の高齢者が占める率は6割弱であり、今後、ますます高齢化が進むものと推察される。

近年では、自動車免許返納者に対して町が実施している高齢者運転免許自主返納支援事業（町営バス無料乗車証交付）の交付者数も増加（H26までの延べ交付者数0名 ⇒R1.12月末時点 延べ交付者数4名）しており、『生活の足』としての公共交通確保対策が急務であり、町では、昨年10月1日から予約乗合方式による町営バスの実証運行（1年間）を行っている。

13. 車両の取得に係る目的・必要性  
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

|  |   |
|--|---|
| 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |   |
| (1) 事業の目標  |   |
| 該当なし   |   |
| (2) 事業の効果  |   |
| 該当なし   |   |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |   |
| 該当なし   |   |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |   |
| 該当なし   |   |
| 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |   |
| 該当なし   |   |
| 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |   |
| (1) 事業の目標  |   |
| 該当なし   |   |
| (2) 事業の効果  |   |
| 該当なし   |   |
| 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |   |
| 該当なし   |   |
| 20. 協議会の開催状況と主な議論  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月18日（第1回）</li> <li>・令和元年7月17日（第2回）</li> <li>・令和元年12月26日（第3回）</li> <li>・令和2年2月25日（第4回）</li> <li>・令和2年7月2日（第5回）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会設立、現況整理、実証運行再編方針協議</li> <li>実証運行内容協議、自家用有償運送旅客変更登録協議</li> <li>上市町地域公共交通形成計画の素案協議</li> <li>地域公共交通確保維持改善事業一次評価</li> <li>上市町地域公共交通網形成計画（案）協議</li> <li>自家用有償旅客運送変更登録協議</li> <li>本格運行に向けた協議</li> <li>地域公共交通確保維持改善計画（案）協議</li> <li>イベント連携に伴う町営バス臨時運行等の予定協議</li> </ul> |

## 21. 利用者等の意見の反映状況

実証運行路線編成及び運行期間中の利用者意見に関しては、以下のとおり実施し、実証運行について令和2年4月の路線や運行時間の一部変更等の反映を行った。

- ・白萩線、陽南線沿線住民との意見交換会（再編前、再編後）
- ・町窓口等に寄せられた意見の集約化
- ・町ホームページでの意見募集

（白萩線・陽南線における意見反映内容）

- ・運行時間の変更
- ・当日予約受付に変更（すでに前日予約が入っている便のみ）
- ・路線区域の変更や新たな停留所の設置
- ・予約後の変更、キャンセル期限の明確化

## 22. 協議会メンバーの構成員

|                |   |
|----------------|---|
| 関係都道府県         | 富山県 観光・交通振興局 総合交通政策室  |
| 関係市区町村         | 上市町福祉課、産業課、教育委員会事務局   |
| 交通事業者・交通施設管理者等 | 富山県バス協会、富山地方鉄道（バス・鉄道）、旭自動車、GM 交通<br>富山県土木部富山土木センター立山土木事務所工務課、富山県警上市警察署交通課、上市町総務課、上市町建設課                     |
| 地方運輸局          | 北陸信越運輸局交通企画課、<br>北陸信越運輸局富山運輸支局（企画調整担当・輸送監査担当）   |
| その他協議会が必要と認める者 | 富山大学都市デザイン学部准教授、上市町商工会、上市町観光協会、利用者代表（上市町区長協議会、上市町社会福祉協議会、上市町立上市中央小学校、上市町立上市中学校、富山県立上市高等学校）、富山県交通運輸産業労働組合協議会 |

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 富山県中新川郡上市町法音寺 1

（所 属） 上市町役場 企画課

（氏 名） 成瀬 徳寿

（電 話） 076-472-1111（内線 225）

（e-mail） tokuhisa.narise@town.kamichi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。